

## 船舶事故調査報告書

令和4年10月26日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年7月16日 23時00分ごろ
発生場所	沖縄県伊江村伊江島北西方沖 伊江島灯台から真方位029° 0.8海里（M）付近 （概位 北緯26° 44.3′ 東経127° 45.5′）
事故の概要	遊漁船平成丸は、東進中、浅礁に乗り揚げた。 平成丸は、プロペラ軸の曲損等を生じた。
事故調査の経過	令和4年7月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 平成丸、4.9トン ON3-07003（漁船登録番号）、個人所有 11.90m（Lr）×2.55m×0.82m、FRP ディーゼル機関、220.65kW、平成2年3月29日 第296-11516号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年3月1日 免許証交付日 令和元年11月14日 （令和7年2月28日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	プロペラ軸、プロペラ翼及び舵板に曲損、船底外板に亀裂及び擦過傷（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波向 西南西、波高約1.5～2.0m（周期約7秒）、潮汐 下げ潮の初期（大潮） 月出時刻：21時51分ごろ 月齢：17.0
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、遊漁の目的で、令和4年7月16日19時ごろ沖縄県恩納村恩納漁港を出港した。 本船は、20時ごろから伊江島南西方の南ノ曾根付近でシーアンカーを投入して漂泊しながら遊漁を行っていたところ、船長が南西か

	<p>らの波及び風が強まるのを感じ、島陰となる伊江島北方沖のポイントに移動することとした。</p> <p>本船は、船長が、自動操舵により約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で伊江島灯台を右舷に見ながら伊江島西方沖合を北東進した後、同島北西方沖に至ったところで手動操舵に切り換え、付近に拡張する浅礁の周辺で遊漁を行う場所を探しながら同島北方沖のポイントに向かおうと思い、約6knに減速し、同島の陸岸に沿って航行を続けた。</p> <p>船長は、操舵室の天窓から顔を出し、目視で見張りを行いながら東進中、魚群探知機の水深が10mを示していたので、陸岸に接近し過ぎたと思い、本船を沖に向けようとしたところ、23時ごろ、突然船尾方から波を受けて圧流されるのを感じ、直後にガラガラという音を聞いて本船が浅礁に乗り揚げたのを認めた。</p> <p>船長は、本船を浅礁から出そうと主機を使用したか、推進力を得ることができず、釣り客が携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>釣り客2人は、翌17日02時10分ごろ海上保安庁のヘリコプタにより吊り上げ救助され、船長及び釣り客4人は、02時45分ごろ干潮時に消防の誘導により浅礁の上を歩いて救助された。</p> <p>本船は、本事故の翌日、僚船により浅礁からの引出しが試みられたものの引き出すことができず、後日、サルベージ会社のクレーン付台船により引き出され、廃船処理された。</p> <p>（付図1 推定航行経路図、写真1 本船（本事故後） 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.7m、船尾約0.9mであった。</p> <p>船長は、伊江島周辺における遊漁船業及び漁業の経験が30年以上あった。</p> <p>船長は、本事故当時、月明かりで伊江島の陸岸が見えていたので、操舵室の天窓から顔を出し、陸岸との距離を目測しながら航行していたが、GPSプロッターを確認していなかった。</p> <p>海図W222B（沖縄島北部）によれば、本事故発生場所付近は、水深が100mから12.4m、更に12.4mから1.5mと急激に浅くなっている。（付図1参照）</p> <p>「波浪学のABC」（磯崎一郎著、平成18年株式会社成山堂書店発行）によれば、次のとおりである。</p> <p>沖合では碎波していない波でも、海岸の浅海域に進んでくる場合には、水深と海底勾配に関係して生ずる浅水変形、屈折、反射などの効果によって波高が増大し、波長も短くなり、結局波形勾配が急峻になって碎波します。これが、いわゆる磯波です。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>あり</p>

<p>船体・機関等の関与          気象・海象等の関与          判明した事項の解析</p>	<p>なし          あり</p> <p>本船は、伊江島北西方沖を東進中、船長が、浅礁の周辺で遊漁を行う場所を探そうと思い、陸岸との距離を目測しながら浅礁に接近して航行を続けたことから、海岸付近で隆起した波を受けて圧流され、浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が伊江島北西方沖を東進中、船長が、浅礁の周辺で遊漁を行う場所を探そうと思い、陸岸との距離を目測しながら浅礁に接近して航行を続けたため、海岸付近で隆起した波を受けて圧流され、浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、夜間に陸岸に近い海域を航行する場合には、目視のみに頼らず、GPSプロッターを活用して船位の確認を行うこと。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、水深が急激に浅くなる海域では、波浪が急激に高くなることがあるので、常に波の状況に注意して航行するとともに、沖合にうねりがある場合には、できる限り近づかないようにすること。</li> </ul>

付図1 推定航行経路図



写真1 本船（本事故後）

